

指定居宅介護支援事業所

運 営 規 程

ケアサービス知

(事業の目的)

第1条 有限会社ヘルパーサービス和知が設置するケアサービス和知(以下「事業所」という)が行う指定居宅介護支援事業(以下「事業」という)は、居宅要介護者(以下「利用者」という)に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、利用者が要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

2 事業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することがないよう、公正中立に行う。

4 保険者から要介護認定調査の委託を受けた場合は、その知識を有するよう常に研鑽に努め、被保険者に公正、中立に対応し正しい調査を行う。

5 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

6 事業者は質の高いケアマネジメントを行うよう努め、サービスの質の評価を常に見直すことで改善を図る。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 ケアサービス和知
- 二 所在地 東京都世田谷区代沢5-7-3

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事務所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 常勤 1名
管理者は事業所の職員及び業務の管理を行い、専らその職務に従事する者である。
- 二 介護支援専門員 常勤 2名 (管理者を含む)
介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成とその後の計画運営を責務をもって行う者である。

(営業日及び営業時間)

第5条 事務所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日
ただし、土・日曜日・祝日・年末年始(12/30~1/3)は休業とする。
- 二 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- 三 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の提供、居宅介護支援の利用料等)

第6条一 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たり、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接を行い、かつその面接の趣旨を充分説明し、

理解を得た上で行う。居宅サービス計画書を作成し、アセスメントは、自社独自の方式を利用して行う。

- 二 前項に基づく居宅サービス計画の原案について、サービス担当者会議を開催し、担当者から意見を求めるものとする。
 - 三 介護支援専門員は、居宅サービス作成後においても、実態状況の把握を図ると共に、少なくとも月に1回以上（状態の変化に著しい場合を除く）訪問することにより、解決すべき課題点があれば変更又は調整をするよう適宜提供を行うものとする。
 - 四 居宅サービス計画を交付する。
- 2 事業の内容に対する費用は、次のとおりとし、利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。

居宅サービス計画費

介護支援専門員1人当たりの取扱件数〔常勤換算〕	要介護1・2	要介護3・4・5
居宅介護支援費（Ⅰ）45件未満（当事業所該当）	12,380円	16,085円

〔算定要件が適合し、東京都世田谷区へ届出をした場合〕※当事業所算定なし

特定事業所加算（Ⅰ）	519単位	5,916円
特定事業所加算（Ⅱ）	421単位	4,799円
特定事業所加算（Ⅲ）	323単位	3,682円
特定事業所加算（A）	114単位	1,299円

〔算定要件が適合した場合〕

・初回加算	300単位/月	3,420円
・入院時情報連携加算（Ⅰ）	250単位/月	2,850円
入院時情報連携加算（Ⅱ）	200単位/月	2,280円
・退院退所加算（入院または入所期間中1回を限度）		
退院退所加算（Ⅰイ）	450単位/回	5,130円
退院退所加算（Ⅰロ）	600単位/回	6,840円
退院退所加算（Ⅱイ）	600単位/回	6,840円
退院退所加算（Ⅱロ）	750単位/回	8,550円
退院退所加算（Ⅲ）	900単位/回	10,260円
・緊急時等居宅カンファレンス加算（月2回限度）	200単位/回	2,280円
・ターミナルケアマネジメント加算	400単位/月	4,560円
・通院時情報連携加算	50単位/月	570円
・看取り期における適切な居宅介護支援の提供や医療と介護の連携を推進する観点から、居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの、利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同時に取り扱うことが適正と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定が可能となる。		

（通常の実施地域）

第7条 通常の実施地域は世田谷区（北沢地域、世田谷地域等）の地域とする。

(相談・苦情対応)

- 第8条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2 当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

(事故発生時の対応)

- 第9条 当事業所は、サービス提供により利用者に事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、区市町村及び関係諸機関等への連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。
- 3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(緊急時の対応)

- 第10条 サービス提供時に利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医や利用者の家族に連絡をとるなど必要な措置を講じる。

(虐待の防止のための措置)

- 第11条 当事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は直ちに防止策を講じ区市町村へ報告する。
- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(その他の運営についての留意事項)

- 第12条 当事業所は利用者に対し適切な事業を提供出来るよう介護支援専門員等の勤務体制を確保するよう整備をする。
- 2 介護支援専門員の資質の向上の為に、採用時研修と現任研修を行う。
- 3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、当該者からの同意を予め文書で得ていなければならない。
- 6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、有限会社ヘルパーサービス和知と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は令和6年2月1日から施行する。